

平成 21 年度

施政方針

平成 21 年 3 月 2 日

糸満市

■ 基本理念

ひかりのまち

果てしない希望を抱き飛躍的前進をめざすまち

みどりのまち

自然を保護し健康で快適な住みよいまち

いのりのまち

平和を願い情操性豊かな明るいまち

■ 将来像

うみさち おかさち まち
海幸・陸幸の史都

いとまん
糸満市をめざして

■ 目 次

○はじめに	1
○現状と課題について	2
○市政運営について	4
○平成 21 年度重点施策について	5
○風格都市づくりについて	7
○安心都市づくりについて	9
○潤い都市づくりについて	12
○魅力都市づくりについて	12
○活力都市づくりについて	14
○平和都市づくりについて	16
○協働都市づくりについて	16

■ はじめに

平成21年第2回糸満市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営の基本方針についてご説明申し上げ市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず方針の説明を申し上げる前に、今年1月に極めて残念で悲しい事故がありましたことをご報告します。

戦後63年が過ぎたにもかかわらず、沖縄戦当時から残されていた不発弾が本市発注の市道整備事業に伴う水道管敷設工事現場で掘削作業中に突然爆発し、重軽傷者二人を出す惨事が起こってしまいました。負傷した方々をはじめご家族の皆様、被害を受けた現場近くの沖縄偕生園、付近住民の皆様にご改めこの場をお借りしましてお見舞い申し上げます。

今回の不発弾爆発事故を受け、市においては迅速に事故調査委員会と事故対策本部を設置し、被害状況の把握や補償内容などを検討するとともに、市発注の公共事業においては、磁気探査を導入する方針を示しました。並行して、市議会との連携のもとに、国に対し、事故の被害補償と今後の不発弾除去関連作業費の負担、補償に関する法令整備を強く訴えてまいりました。さらには、国による補償実現に向け県内関係機関に働き掛けを行いました。その結果、県当局や県議会をはじめ、市町村議会、市長会、町村会などにおいても、被災者への補償制度確立の早急な実施などを求める活動や東京要請行動を展開していただき、全県的な広がりに繋がったことに対し、心から感謝しております。なお、被災者への救済策として、本市では基金条例を追加提案する予定になっております。

市民生活の安全・安心を確立することは、行政に課せられた重大な使命であり、職員一丸となって、全力で再発防止に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、私の市政運営の基本方針について説明します。

昨今の「経済情勢」は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界中に拡大するなか、我が国においても株価の下落や、急速な円高の進行、さらには企業の多くが業績を下方修正するなど景気回復への対策が喫緊の課題となっております。このような景気の後退により多数のパートや派遣労働者の解雇が急激に進むなど、深刻な社会問題になっており、今後雇用問題は景気の悪化と相まって予断を許さない状況にあります。

このように内外とも厳しい社会経済情勢の下、私が市長に就任して早くも8ヶ月が経過いたしました。この間、市民の皆様のご負託に応えるべく、一つひとつの課題に向き合い、全力で市政に取り組んでまいりました。また、出来るだけ多くの市民との対話にも心がけてまいりました。そうしたなかで、市民の皆様方からは、糸満市に対する愛着の強さ、もっと良いまちにしたいという意気込みがひしひしと伝わり、改めて市政を担うという責任の重大さを痛感しております。

さて、市政の進展という視点から昨年7月の市長就任以降の市政を顧みますと、9月に水産業の活性化策として「お魚センターが新装オープン」し、さらに糸満漁

港北地区では大規模な「沖縄県総合防災訓練」を開催しました。また、11月には本市で初めての「特定任期付き職員の採用」や乳幼児の療育の場である「親子通園事業の再開」「ミュージカル白銀堂の公演」、12月には「糸満中学校校舎全面改築完成」をはじめ、給水区域内の水道が完全給水されました。さらには、アマチュアスポーツのメッカを標榜する本市にあって、「社会人野球チームの誘致」も実現し、西崎球場を活動の拠点とするマスコミ発表を行ったところであります。

私の取り組みは、まだ一步を踏み出したばかりであります。こうした実績のほか各行政分野におきましても着実に成果を積み重ね、しっかりと市政進展が図られたものと思っております。

今後とも、先の市長選挙において公約しました八つの約束を基本に常に、5万8千市民を念頭に置いた市政運営に努めてまいります。

■ 現状と課題 について

まず、1点目として時代情勢の課題についてであります。

冒頭にも述べましたように、現在の社会情勢は、世界同時不況という百年に一度の難局にあって、今後の見通しが不透明であることに加え、人口減少や高齢社会を迎え、これまでの成長を前提とした発想や社会の枠組みに大きな変革が求められております。

人口が増加し経済が拡大していく右肩上がりの時代には、国が主導となり一律にまちづくりを行うことで、全国統一的な発展がなされました。本県においても復帰以降、沖縄振興計画が三度にわたって更新され県内の社会資本の整備が格段に進んだことはご承知の通りであります。しかしながら、今後、右肩上がりの経済成長が見込まれず、成熟した社会の中で、住民の価値観やニーズが多様化しており、地域づくりのために重要な役割を担ってきた地域コミュニティも希薄化が進んでおります。

このような社会構造の変化は、本市も例外ではなく、景気悪化と少子化や高齢化が同時に進展することに伴う、経済規模の縮小、地域の活力低下に繋がるものと懸念されるところであります。

また、苦しい国家財政にあって、高率補助の沖縄振興計画が今後維持されるかどうか不透明ななか、これからの行政運営は、地域の課題を解決するため、市民の皆様の知恵と力を結集し、地域力を高めながら、身の丈にあったまちづくりを進める方向に転換していかなければなりません。

2点目に、地方分権への対処についてであります。

社会全体のグローバル化が進む一方、地方行政の役割の重要性が着目され、平成12年4月に地方分権一括法が施行されました。これは国の権限や財源を地方に移し、住民に身近な行政はできるだけ身近な市町村や県が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするものです。これに伴い、国と地方公共団体は対

等・協力の新しい関係に立つこととなり、各地方公共団体は自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されています。

地方分権の潮流に乗り市町村裁量によるまちづくりは今後加速されていくと思われますが、分権の推進により、「夢の持てる、住み続けたいまちづくり」や「元気と笑顔の実感できる社会」を実現することは、私に課せられた課題であるとともに、市職員の力量が問われる時代に入ったといえます。

さらに、これからの地方分権時代は、今まで以上に市民が主役の行政展開が必要になることから、行政自らが市民と協働して糸満市独自の住民自治を創り上げる仕組みが重要になります。例えば、進展する少子・高齢社会に対応した新たな取り組みを行うためには、市内の各自治会をはじめ、小学校区域のようなコミュニティ、NPOなどが、住みやすい環境を作るために活動を起こし、行政と市民、各種団体が相互に支援することが必要とされます。

また、行政にあっては、地方分権の進展に伴い多様化する行政課題に的確、迅速に対応することが求められます。

3点目に行政改革の必要性についてであります。

これからの糸満市を展望するとき、厳しい財政状況や少子・高齢の進展で、より効率的な行政運営が求められます。特に、市は行政としての果たすべき役割を将来にわたって担っていく必要があることから、持続可能な行財政基盤を確立し、一層責任ある市政運営を推進するため、将来を見据えたさらなる行財政改革に取り組む必要があります。

そのためには、まず組織のスリム化などの改革に取り組み、さらにこれまで実施してきた施策や事業の必要性なども含めて改めて検討してまいります。

4点目に、協働社会の構築についてであります。

市民本位の行政に立ち返って、自立性の高い活力ある糸満市を築いていくためには、時代の変化を市民の皆様と共有しながら、それぞれが自らの役割を自覚し、共に考え、共に汗を流し、地域の問題の解決や地域としての価値を作り出していく協働を基調としたまちづくりをめざす必要があります。

このため、積極的に市民がまちづくりに参画でき、それを支援するような新たな仕組みの構築をはじめ、政策形成に市民の意見を反映するための体制・機能の強化を痛感しております。

5点目に、公正で公平な市政の確立についてであります。

市民とのパートナーシップを基調に、真に豊かな市民生活の実現をめざすためには、透明・公正な行政運営を推進し、市民の行政に対する信頼性を高めることが重要であります。さらに行政は、その活動状況を市民に明らかにする説明責任からも、市民と行政との十分なコミュニケーションや情報の共有が重要であり、市民の視点に立った開かれた市政を一層推進する必要があります。

そのためには、市政を託された市役所を元気なまちづくりのエンジンとしてその力を発揮させるべく、行政機能、職員のパワーを最大限に引き出し、創意と工夫で市民サービスの向上に取り組む必要があります。職員一人ひとりが5万8千市民のために働き、まちをつくる喜びを感じ、それぞれが持つ能力をいかんなく発揮でき

る職場風土を作ることが、私に与えられた使命であると決意を新たにしているところであります。

6点目に、本市の財政状況についてであります。

本市の財政状況は団塊世代の大量退職や不況による影響などにより、今後は市税等の収入も伸び悩むことが予想されます。平成20年度までは、自主財源の根幹を成す市税収入が、三位一体改革に伴う税源移譲などにより増加となりましたが、平成21年度の歳入見通しは、国庫支出金をはじめ、地方交付税、各種交付金等の依存財源においても、現状の国家財政を踏まえると財源確保はより一層厳しい状況となることが予想されます。

また、歳出面においては、社会福祉費など扶助費等の義務的経費、広域連合等への負担金、特別会計への繰出金など、今後も増加していくことが予想され、市の財政収支見通しでは、平成24年度までの4年間に39億円の財源不足が生じることが見込まれております。

こうした状況にあって、歳出全般にわたる経費削減を推し進めるとともに、時代に合わせた事業の選択と集中に力を入れる必要があります。

7点目に、行政の運営体制についてであります。

本市では、これまで部長・参事監職が近隣市に比べ2倍近く配置されていたこともあり、この膨れあがった部長職などの数の是正が求められておりました。そのため、行政改革の観点からこれまで副市長は配置せず、部長職を活用してまいりました。

ただ、新年度からは、退職等に伴いこの部長・参事監職の数が類似市並みに削減される見通しであります。

今後、地方分権の進展や行政改革の流れに沿って、全庁的に取り組む事業が増え、職員の個々の力を連携、結集し、組織の総合力を発揮させるトップマネジメントの強化・再構築が求められることから、その役割を果たす副市長の選任が必要とされております。

地方自治法改正の大きな柱である副市長制の導入で、市長の権限の一部を副市長に委任し、行政改革など内外の諸問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

■ 市政運営 について

これまで述べました糸満市を取り巻く現状と課題の認識のもとに、私はこれからの糸満市の市政を運営するに当たっての基本姿勢を次のとおりとします。

平成21年度の市政運営は、これまで経験しなかった厳しい社会情勢への対応の第一歩と位置づけております。したがって、平成21年度は緊縮財政の中での健全財政に転換していくための重要な年度となります。堅実な行財政の運営にあっても「夢の持てる住み続けたいまちづくり」に歩み始めるために市政運営の基本方

針を次のとおりとします。

第一に、透明性のある市政運営について、市民から信頼される市政運営を確立するために市民の声の聴取と各種委員会の公正で有効な開催に努めます。また、これらの声や行政情報の公開を推進していきます。

第二に、実効性ある行財政改革の推進について、行財政改革は市政運営に当たって具体的成果を上げないといけない時期に来ております。これまでの行財政改革を点検し、実効性のある仕組みを早急につくり上げ、現場での適用を推進します。また、改革に当たっては市民の目線を忘れず、職員の内発性を高める努力を重ねつつ協働による改革を推進していきます。

第三に、現地・現場主義の推進について、市政の運営に当たっては、現地及び現場の声に耳を傾け、机上の空論にならぬよう現実を見極めてまいります。

第四に、協働の推進について、市民の感覚に立ち、かつ協働によるまちづくりを進めるために市民、企業、行政が連携する仕組みづくりを進め、各種計画の策定においても協働を基本としていきます。また、諸学習や研修会の開催では、市民と職員がおなじ場で学びあう機会をつくる事に努力いたします。

第五に、迅速な行政運営について、取り組むべき課題につきましては、より現場と政策所管部署との連携を深めるとともに政策調整機能を高め迅速な行政運営に努めていきます。

第六に、合意形成努力について、まちづくりのあるべき方向性については、多種多様な意見があります。そのようななかで、小さな意見や提案にも耳を傾け、多くの市民が納得する合意の形成努力に努めてまいります。

■ 平成 21 年度重点施策 について

平成 21 年度の重点施策について説明いたします。

一つ目に、第 4 次総合計画の推進について、平成 23 年度より第 4 次総合計画の基に施策運営をすることになります。そのために平成 21 年度、22 年度の 2 年間にわたり第 4 次総合計画策定作業を行います。策定の体制を職員と市民の協働作業とし、その協働を支える仕組みとして、市民大学、派遣学習、ファシリテート能力の習得講座を開催し、計画作業段階から市民、職員の関わりを強くし、時代を見据えかつ実効性のある総合計画の策定に歩んでいきます。

二つ目に、市民力と地域力の強化についてです。今、全国でまちづくりが市民、企業、行政の「協働」で取り組まれる事の重要性が理解されつつあります。本市では、協働を支えるための「市民活動支援センター」の設置を進め地域活動や市民活動等の活性化を促し、地域の自立性と自律の心を涵養する施策の実施に取り組み、助け合い、支え合いの社会の成立をめざします。

三つ目に、暮らしと環境を守る施策として、市民が安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、環境の保全と再生に取り組みます。

近年の大きな問題となったごみ問題については、糸満市・豊見城市清掃施設組合による小型の溶融炉導入により最終処分量の減量に努めるとともに、ゴミの排出量を抑制するよう廃棄物減量化のための施策を展開いたします。また、将来のごみ処理施設の建設に当たっては、広域行政による合理的かつ効率的施設建設を推進していきます。

四つ目に、農村地域の活性化として、これまで都市地区の開発に隠れていた農村地域の活性化を図るために、農村地域の自然・歴史・文化などの資源を再評価し地域の人々が主体的に住みよい誇りある農村地域の成立に取り組むよう農村地域活性化事業を始めます。

五つ目に、まちの基盤づくりについて、人と自然との共生を図るとともに利便性の高いまちづくりをめざして、新たなまちの基盤整備に取り組みます。

報得川では、自然再生河川の計画策定に向けての取り組みに着手し、清流と自然を取り戻し、人にも生き物にもやさしく、また市民の憩いの場となる川づくりを推進していきます。

六つ目に、全国豊かな海づくり大会誘致活動について、海のまち糸満の飛躍をめざして、全国豊かな海づくり大会の本市への誘致活動を推進します。大会の開催に向けては、計画的に幾つかの節目を設定し、その過程の中で海のまちにふさわしいインフラを整備して漁業の活性化とともに、漁港を中心とする地区の活性化をめざします。また大会の開催によって新たな糸満ブランドを生み出していきます。

七つ目に、糸満観光農園の経営改善についてです。観光農園事業の経営改善に向けて経営体制の改善、園地活用の再検討、マーケティングの強化などの検討を急ぎ、自立経営に向けて努力をするとともに、市民活用の領域を広げていくよう改善を図ります。

八つ目に、ふれあい地区の運営強化であります。ふれあい地区は市民に広く親しまれ、活用される公共施設であります。今年５月には隣接するリゾートホテルの開業も予定され、今後ますます利用が想定されることから、一層の市民サービスの充実を図り、同地区の活性化に努めてまいります。

九つ目に、道の駅事業の推進であります。国道３３１号バイパス沿いの西崎地域で計画が進んでいる「道の駅」は、ドライバーのための休憩施設と地域振興施設とが一体的に整備された地域情報の発信基地としてその機能に期待が寄せられております。施設完成後には本市の名所や特産物の紹介など地域が持つ魅力ある情報の発信、活力ある地域づくりなどに貢献することから、管理運営面で支援を図ります。

以上、新年度の重点施策について概略をご説明しましたが、次に平成２１年度的主要施策・事業を第３次糸満市総合計画の体系ごとに説明いたします。

■ 風格都市づくり について

学校教育については、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を目標として子どもたちを育ててまいります。

基礎・基本を徹底し「生きる力」を育むことをねらいとする学習指導要領のさらなる定着を進め「総合的な学習の時間」の充実や、学校評議員制度の活用等「開かれた信頼される学校づくり」を推進するとともに、教職員の指導力の強化を図りつつ、全小中学校に設置された教育用コンピュータを活用し、情報教育の充実を図ります。

また、補助教諭及び、外国人英語指導助手を引き続き配置し、各教科の基礎基本の定着を図ります。

本市の学力向上推進事業については「ひかりとみどりといのりのまち糸満の子らに確かな学力を」のテーマに迫るべく、今後とも、学校、家庭、地域及び行政と連携を密にして取り組んでまいります。

次に、児童生徒の不登校や問題行動等に適切に対応するため、適応指導教室「とびうお」、自立支援教室「はくぎん」の充実、また、「教育相談員」や「スクールカウンセラー」等を効果的に活用し、各学校の生徒指導、教育相談体制等の充実・強化を図ります。さらに、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、各学校で研修会等を開催し、教育委員会、学校、保護者が連携してその解決に積極的に取り組んでまいります。

「特別支援教育体制」の推進については、特別支援教育指導コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適正な教育が行われるよう取り組んでまいります。また、県と連携・協力して特別支援教育及び校内の支援体制の充実を図ってまいります。

学校給食については、児童生徒の健全な心身の発達のために、安全で栄養バランスのとれた食事を提供し、日常生活における正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に努めるとともに、施設の改修、調理機器の買い替えを計画的に進めてまいります。

食育の推進については、栄養教諭・学校栄養職員を中心に学校、家庭及び地域との連携・協力のもと取り組んでまいります。

教育施設については、引き続き高嶺中学校屋内運動場や三和中学校屋内運動場、米須小学校屋内運動場、喜屋武小学校屋内運動場の改築などをはじめ、本年度は真壁小学校校舎全面改築工事等を推進します。

人材育成については、人材育成基金の金利収入等を活用し児童・生徒を対象にスポーツ・文化派遣助成事業及び奨学金の貸付事業を実施し、「読み聞かせ講座」等の能力開発事業の充実に努めます。また、文化活動、スポーツ活動等において顕著な貢献をした幼児・児童生徒を対象にその功績を称え糸満市長賞を贈り表彰してまいります。

生涯学習・社会教育の振興については、社会において行われる教育を奨励し、図

書館、公民館、青少年センターその他の社会教育施設、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供に努めてまいります。

「生涯学習出前講座」や「生涯学習ボランティア」人材活用については、設置後、数年経過していることから見直しを図り、整備充実に努めてまいります。

自治会・地域の活性化を図るには、それぞれの地域にある子供会や青年会、婦人会や老人会など各種社会教育団体の役割が不可欠であり、社会教育指導員を活用し、組織強化に努めてまいります。

また、県下において、毎月第3日曜日を家庭の日とし、島尻地区の他市町で取り組まれているノーテレビ、ノーゲームで「ファミリー読書」を本市においても推進してまいります。

青少年センターについては、音楽室・視聴覚室の利用促進に努め、児童センターや社会教育施設と連携した各種青少年健全育成事業を引き続き実施してまいります。

中央図書館については、図書館の持つ本来の機能が十分に発揮できるよう、適切な図書館資料等の収集・保存に努めるとともに、他の公共図書館との連携・協力、図書館職員の能力開発・スキルの向上等を図り、移動図書館「くろしお号」による地域巡回サービスと合わせて図書館サービスの向上に努めてまいります。

また、市内学校と連携を密にして、学校での学習活動や学校図書館を支援してまいります。そのほか、社会教育施設として、また、生涯学習施設として映写会、おはなし会、展示会、講演会等を開催するなど、文化的な役割に貢献する諸サービスを行い、市民の身近な学習活動の場としてその利用促進に努めてまいります。

中央公民館については、施設の利活用を促進するため、市民の要望に応える講座の開設と、グループ・サークルの育成、施設利用者との連携を図り、生涯学習の拠点施設として、市民が気軽に利用できる施設としての運営に努めてまいります。

社会体育については、市民の健康・体力保持増進のため日常生活において、いつでも、どこでも、だれでも自分に見合ったスポーツを楽しむ環境づくりに努め、各種スポーツ教室、地域巡回スポーツ教室や少年少女駅伝大会等を開催し、スポーツの日常化に取り組んでいくとともに、競技スポーツについては、任意団体組織の指導助言育成に努め競技スポーツの振興等を図ってまいります。

平成22年度に開催される全国高校総体（インターハイ）のバドミントン競技の開催に向けて、広く市民の理解と協力を得ながら、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会として成功させるため、大会機運を盛り上げるための各種啓発活動を行うとともに、関係機関・団体と連携を図りながら、糸満市実行委員会を中心に、大会開催に向けての諸準備を進めてまいります。

郷土文化の保全・育成については、国指定史跡・具志川城跡環境整備事業を継続実施してまいります。本年度は、基盤岩補強工事を実施いたします。市指定史跡・南山城跡については、保存状況確認のための発掘調査が早期着手できるよう国並びに県と調整を進めます。また、埋蔵文化財については、昨年度実施した国道331号バイパス工事に伴う真栄里兼久原遺跡緊急発掘調査についての発掘調査報告書を刊行いたします。

市史編集事業については、「糸満市史編集事業基本計画」に基づいて、「村落資料」

などの発刊に向けた資料の収集、聞き取り調査、原稿の執筆及び監修、並びに収集資料の公開等を実施してまいります。

文化振興については、「糸満市文化協会」の支援をはじめとして、市民の文化や芸術に対する意識の高揚を図るため、優れた文化活動に接する機会をつくるとともに、文化庁並びに県の主催事業等を活用した事業の推進を図ります。

■ 安心都市づくり について

福祉の充実についてであります。

複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するために、障害者福祉については、社会福祉関係機関、団体及び市民との連携を深めるとともに、ボランティアの発掘・育成に努めてまいります。

平成18年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、本市も障害者福祉施策の窓口業務を一元化し円滑な実施に努めております。そのなかで、身体障害者福祉については、居宅介護、生活介護、機能訓練等在宅福祉サービスを中心に自立支援策を実施し、知的障害者福祉については、対象者等の人権擁護に配慮した施設入所の支援や共同生活援助等を実施してまいります。

また、精神障害者福祉については、生活訓練、就労移行支援等を中心に支援策を講じてまいります。特に、今年は市内2箇所の小規模作業所が就労継続支援B型へ移行し、7月には就労継続支援A型も開設することから、障がい者の就労環境を整備する目的で「糸満市障害者施策推進協議会」の立ち上げを行い、地域ネットワークを駆使した障がい者の就労支援体制づくりを実現してまいります。

低所得者福祉については、生活困窮の程度に応じて、保護や援助を行い、その最低限の生活を保障するとともに、世帯員の自立を助長するために、自立支援プログラムをはじめとした諸施策や制度の活用、紹介、指導援助等の適切な処置を講じてまいります。

児童福祉については、平成21年度は「糸満市次世代育成支援行動計画」の見直しの時期にあたり、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定することにより、本市の子育て支援社会を構築するための諸施策の展開に努めます。

また、児童手当の支給のほか、乳幼児医療費助成事業については、昨年度に引き続き、入院、通院ともに小学校入学前まで助成することにより、家庭における児童の健全な育成を図ります。なお、地域や家庭における児童虐待等の問題が深刻化している現状を踏まえて、要保護児童対策地域協議会を設置し、その問題解決にも努めてまいります。

児童館の運営については、事故防止等の安全管理に留意しつつ、健康増進と情操豊かな児童育成が図られるよう各種事業を実施してまいります。

保育所運営については、児童の安全確保と健全育成を図るとともに、多様な保育需要に応えるために、延長保育事業や障害児保育事業及び一時保育事業を継続して

実施してまいります。

なお、昨年度、二つの公立保育所の民営化を実現したのに引き続いて、平成21年4月から市立新島保育所を民営化いたします。又、法人保育園の定員を拡大し、さらに定員弾力化による児童の受入枠を拡大するなど、入所待機児童の解消をめざした施策の推進に努めます。

地域での子育て支援のため、子育て支援センター事業の支援体制並びにつどいの広場事業及び病後時保育事業を継続して実施してまいります。

母子・父子福祉については、引き続き児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金貸付制度の活用と併せて母子・父子家庭等への医療費助成事業を実施するとともに、母子家庭自立支援教育給付金事業を実施し、母子・父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の高揚を図ります。また、発達に遅れがある乳幼児期の保育、療育事業としての「親子通園事業」を平成21年度から本格的に開始し、親支援、地域の子育て支援のシステム体制の確立に努めます。

高齢者福祉については、高齢者が健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、地域包括支援センターを中心として地域相談センターや関係機関と連携し相談・支援体制を進めてまいります。

高齢者の社会参加や生きがい活動及び介護予防を推進するため、地域サービスやかりゆし健康クラブ、願寿館の充実に努めるとともに特定高齢者の筋力向上トレーニング事業にも引き続き取り組んでまいります。

介護保険事業については、要介護認定率や介護給付費が未だ増加傾向にあることから、引き続きケアプランやレセプトの点検強化に取り組むとともに、介護予防事業を積極的に推進し、介護保険事業の健全運営に努めてまいります。また日常生活圏ごとに認知症グループホームや介護予防拠点施設等の整備に努め、地域に根ざした介護拠点作りをめざしてまいります。さらに本年度は、これまでの事業計画を検証し、策定した第4期介護保険事業計画の確実な実現と老人福祉の向上に取り組んでまいります。

老人医療制度については、高齢者だけの新たな医療制度として昨年度から『後期高齢者医療制度』が創設されたことから、引き続き運営主体である沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携強化を図り、市町村の役割である保険料の徴収や窓口業務に万全を期してまいります。

保健行政については、妊娠・出産から高齢者に至るまでのあらゆる時期に対応した市民の健康を支援するため、市民への意識啓発による健康なまちづくりと計画的かつ効果的な各種保健事業を推進してまいります。

健康づくり・成人保健対策としては、生活習慣病予防に重点を置き、特定健診やガン検診の受診率の向上に努め、あわせて健診結果から内臓脂肪症候群の該当者及び予備軍に対して、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活など、生活習慣の改善ができるよう保健指導、栄養指導を強化し、市民の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

母子保健対策としては、次世代を担う本市の子供たちが健やかに生まれ、育って

いくことができるように、妊婦一般健康診査の充実に加えて「こんにちは赤ちゃん事業」による生後4ヶ月までの全戸訪問事業を継続してまいります。

予防接種事業としては、高齢者を対象としたインフルエンザと乳幼児の各種予防接種に加え、はしかの流行を予防するための経過措置として中学1年生、高校3年生に対する麻疹・風疹混合ワクチンの接種を今後も継続してまいります。

国民健康保険事業については、年々増え続ける医療費を抑制し、市民の健康を守るため、生活習慣病などをより効果的に予防することを目的として、各種保険事業等を実施してまいります。また、国保財政運営の安定化を図るため、引き続き国保税の収納率向上に努めてまいります。

国民年金については、市民の老後等における生活の支えとなっていることから、今後とも国との協力連携のもと、年金制度の周知や年金相談等の充実を図り、市民の年金受給権確保に引き続き取り組んでまいります。

消防・救急行政については、増加する救急需要への対応と救急高度化に向け、救急救命士の増員及び気管挿管が可能な認定救急救命士を養成し消防救急体制の充実強化を図り、市民の救命率向上に努めてまいります。

防災行政については、防災講演を積極的に開催し市民の防災意識の向上を図りつつ災害に対して迅速に対応できるよう自助・共助の精神のもと、自主防災組織結成を推進します。さらに、スーパー・コンビニ等市内の食品関係企業、ホームセンター等々との流通備蓄協定を締結し、防災用備蓄も整備してまいります。

また、地域防災の担い手である消防団、女性防火クラブ組織を充実強化して、安心・安全なまちづくりの推進を図ってまいります。

消防の広域化については、国民が平等に消防サービスを楽しむことができる有効な施策と捉え、県が示す「沖縄県消防広域化推進計画」に沿って推進します。併せて、平成28年度までに移行が決定している消防救急無線のデジタル化についても実施にむけて検討してまいります。

交通安全対策については、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、引き続きチャイルドシートの貸し出しを行い、交通事故防止に努めてまいります。

また、交通事故死ゼロをめざすとともに、糸満警察署及び交通安全関係団体等と連携を強化し飲酒運転の根絶に取り組んでまいります。

市民の生活安全については、「糸満市安全で住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、安全意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図ってまいります。

このほか、市民相談員を配置して関係機関等との連携を図り、市民から寄せられる相談に応えてまいります。

■ 潤い都市づくり について

ごみ処理・リサイクルシステムの構築についてであります。

ごみ処理については、家庭系ごみの五分別収集体制を今後も実施するとともに、事業系ごみを含め、市民、企業との協働による新しいごみ減量方法について調査・研究及び実践へと取り組みを推進します。また、ごみ焼却残渣は、既存の糸豊環境美化センター施設を活用し、住民負担が少ない処理方式を採用してスラグ化し、建設資材としてのリサイクルを図ります。

環境保全対策については、地球温暖化の防止・水質汚濁の防止などへの市民意識の向上を図るとともに関係部署との連携を取りながら施策推進に努めてまいります。

報得川の保全対策について、平成 17 年度に日本一汚い川になった報得川の環境再生を目指して、国土交通省が推進する多自然川づくりによる川の再生をめざして、報得川再生リード事業に取り組みます。

緑地の保全・育成については、糸満市民の誇りを醸成し新たな魅力ある場の創造を目指して「花の名所づくり事業」を推進します。

野犬対策、ハブ対策については引き続き、野犬の捕獲、ハブ咬傷防止対策の普及等を実施してまいります。

葬祭施設の整備については「南部広域圏南斎場（仮称）」の建設を広域行政で取り組み、南部広域市町村圏事務組合に設置する南斎場建設課に職員を派遣して、平成 24 年度の供用開始に向け推進してまいります。

墓地行政については、適切な土地利用のもと、周辺環境に配慮しながら適正な規制・指導を図るため、昨年度に墓地台帳を作成しましたが、本年度はそれを基に本市の基本構想、土地利用対策及び都市計画等とも整合性を図りながら墓地基本計画を策定し、今後の墓地行政に対する指針として活用してまいります。

■ 魅力都市づくり について

道路交通ネットワークの整備において、安全で快適な道路網の充実は、産業の振興はもとより、日常生活に必要不可欠な施設であります。近年、地域間交流の進展や、生活圏の広域化等に伴い市民ニーズはますます高まっており、道路ネットワークの整備は緊急の課題であります。このことから、道路行政においては、継続して地方道改修事業及び、武富東線、狭間線、報得川人道橋の地方道交付金事業の推進、並びに新規採択路線として仲間田線の整備に取り組んでまいります。

街路事業については、川尻親田原線、ガタ原線の整備を引き続き実施し、街路網の整備に努めます。また、一部開通した国道 331 号糸満バイパス、現国道 331 号並びに県道糸満具志頭線（外かく線）、県道糸満与那原線の早期整備に向けて国及び県へ要請してまいります。

都市計画については、その基本である都市マスタープランの方針に沿って、まち

づくりを進めてまいります

土地利用については、市街化区域における用途地域に即して、適切な運用を図るとともに、市街化調整区域の良好な環境の形成を図り、適正な土地利用の誘導に努めてまいります。

土地区画整理事業については、糸満南地区において宅地造成工事等を継続的に実施し、武富地区については、事業の円滑な推進に努めます。

都市公園及び緑地等の管理に関しましては、施設の補修や清掃等に努めてまいります。

住宅政策については、「糸満市住宅関連実態調査」の結果に基づき、市営住宅をはじめとする本市の基本方針の検討を図ってまいります。

陸上交通ネットワークの充実については、平成20年度に交通不便地域の解消や高齢者の外出支援を目的に、自動車学校や病院の送迎用巡回バスを活用したモデル事業を実施しております。その結果、多くの高齢者の方々が利用され、事業実施の効果があったことから、本年度も引き続き実施してまいります。

路線バス等の交通手段の確保については、児童生徒や老人等いわゆる交通弱者を守る立場から、引き続き路線バス運行事業者へ助成し、市民の足の確保に努めるとともに、今後とも関係機関や市民の意見を採り入れたバス対策会議を中心に改善策を検討してまいります。

情報通信ネットワークの充実については、市民サービスの向上を図る目的として、これまで戸籍の電算化及び自動交付機の設置により、市民生活に密接に係わる証明発行の待ち時間短縮に努めてきました。また、全国一斉に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムのサービスの一つである住民基本台帳カードについても、公的な身分証明として利用ができかつ、公的個人認証サービスができる観点から、平成20年7月1日から平成23年3月31日の3年間の期限つきながら交付手数料の無料化を行い、市民の利便性の向上を図っております。これからも、個人情報保護のセキュリティ対策に万全を期し市民が親しみやすいよう、さらなる市民サービスの向上をめざしてまいります。

水道施設整備については、南波平伊原線に配水管を布設して伊原西地区の安定給水に努めます。また平成20年度から進められている武富地区の区画整理事業に伴って水の需要が見込まれるため、配水施設の整備を行います。

単独事業として、西崎地区に給水するための主要幹線である水管橋が老朽化して折れる危険性があるため、機能的安定性に優れた水管橋に更新を行います。

維持管理については、老朽化した給水管の更新や耐用年数満期の量水器を取り替えて有収率の向上に努め、業務の効率化・経営の安定化を図り、より一層市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業については、衛生的で快適な市民生活の確保及び公共用水域の水質保全を図るため潮平地内、照屋地内及び糸満南区画整理地内等の面整備を行い、糸満市浄化センターについては計画的な維持管理を行っていくため、反応槽設備、機械濃縮設備及び計装設備の改築工事を行ってまいります。また、下水道事業の安定的な運営のため、普及活動の強化、水洗化率の向上に努めてまいります。

■ 活力都市づくり について

農業の振興についてであります。

本市の農業は地下ダムによる農業用水の確保や河川水・湧水等の水源を活用し多様な農業が展開されております。しかしながら、世界的な農産物の自由化や鉱物資源の囲い込みにより肥料価格が高騰し生産者にとりましては厳しい経営環境にあります。加えて食の安全や食糧自給率の向上が求められている状況であることから、本市においては、農業生産基盤の整備や農用地の利用集積等を推進し、中核的な農業経営体の育成に努めてまいります。

さとうきびについては、優良種苗の供給や病害虫対策に取り組むとともに、農地の高度利用による収益性の向上を図るため、畑地かんがい利用による株出し作型を推進します。

園芸作物については、レタス、ゴーヤー、ニンジン、小ギク及びパッションフルーツ等の農林水産戦略品目の拠点産地認定品目を中心に、新たにアセロラやマンゴーを加えて、産地育成と販路拡大及び品質向上に努めます。

生産総合対策事業においては、ゴーヤー、インゲン等の野菜温室の農作物被害防止施設を整備するとともに、国庫補助導入施設を中心に野菜栽培技術の重点指導を関係団体と連携し推進します。

畜産については、肉用牛では効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、繁殖雌牛の自家保留に努めるとともに、継続して沖縄南部地区畜産担い手総合整備事業により草地造成・畜舎等の整備を促進していきます。

養豚では、優良繁殖母豚の育成と飼養管理技術の向上、並びに、環境対策の強化を図ってまいります。

食の安全・安心対策及び地産地消並びに糸満ブランドの育成については、関係機関・団体等と連携しながら、引き続き推進していきます。

担い手農家の育成並びに経営改善認定制度に基づく認定農家については、政府の施策の重点化・集中化にともない、さとうきび経営安定対策交付金の受入対策や各種国庫融資制度との関連を踏まえて、積極的に農家育成に努めてまいります。

遊休農地対策については、農業の活性化と食糧自給率の向上を図るため、土地改良で整備済みの遊休農地を重点的に再生・利用を促進してまいります。

農業生産基盤の整備については、県営喜屋武第3地区の新規採択と、継続事業である県営の米須東地区、米須地区、喜屋武第2地区と、団体営の大里地区ほか2地区の整備を進めてまいります。

湛水地域の対策として、沈砂池等土地改良施設の良好な維持管理に努めるとともに、抜本対策の一環として新垣地区に県営水質保全対策事業を新規採択し、その解消に向けて取り組んでまいります。

水産業については、近年の水産資源の減少、漁価の低迷、漁業就業者の減少や燃油価格の高騰等により水産業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。このような現状を打破し、健全な水産業振興と水産資源に対する認識を高めるため本年

も引き続き「南部豊かな海づくり大会」を開催し、「つくり育てる漁業」「資源管理型漁業」の啓発と推進に努めます。

また、離島漁業再生支援交付金事業で、浮魚礁（パヤオ）設置事業、産卵礁設置事業、稚魚放流事業や有用微生物を利用した水質維持改善事業等を推進するほか、水産業奨励補助金の助成により、漁業生産の増大と漁家所得の向上に努めるとともに、観光漁業の海面利用における調和のとれた活用を促進します。

さらに、漁船の大型化に伴う巻揚機的能力アップを図るために、糸満漁協が実施する水産業近代化施設整備事業（上下架施設設置）を支援してまいります。

本市の商工業は、多くの中小零細企業で構成され、景気の低迷によりその経営は厳しいものがあり、商工業の振興による地域経済の活性化は、緊急かつ効果的に取り組むべき重要な課題であります。そのためには、市商工会と連携して「毎月第2土曜日は、あきねーの日」を推進するとともに、市商工業振興審議会において今後の商工業振興の方策に係る意見を求め、商工業の振興に必要な施策を講じてまいります。

また、世界規模での景気の悪化により、派遣切りや雇い止めなど雇用不安が高まるなか、雇用の安定のための「ハローワーク那覇糸満市地域職業相談室」の取り組みは重要であり、連携を図りながら、求職者の求職・職業相談を支援してまいります。

そして、高齢者就業の機会確保のため、市シルバー人材センターの事業に必要な助成を継続し、高齢者の就業の拡大と福祉の増進を図ってまいります。

空洞化が進む中心市街地、とりわけ糸満中央市場及び西崎商業地区の活性化については、商工会や通り会、地域事業者と連携しながら、地域の活性化に取り組んでまいります。

観光振興については、本市の豊富な観光資源の有効活用と、多様化する観光ニーズに対応する観点から、糸満市観光協会との連携の強化を図り、美々ビーチや糸満フィッシャリーナを活用した取り組み及び、今年5月オープンするサザンビーチホテル&リゾートと連携した滞在型観光の展開を促進していきます。

また、糸満市の魅力を市民が発見し、まちに誇りを持ち、市民がまちづくりに歩んでいく事を狙いとして、市民参加の名所100選ポストカード展を開催します。

さらに、市民レベルで地域観光を支える観光ガイドの資質の向上と、組織強化を図り、その組織力を生かした観光振興を図ってまいります。

糸満型グリーンツーリズムを展開するために、体験者と受け入れ農漁家等と連携させる窓口機関を設置し、事業が円滑に運営していける体制を整備します。

観光イベントの開催については、本市の平和のイメージとして定着してきました130万県民「平和の光」事業を、引き続き開催してまいります。

■ 平和都市づくり について

沖縄戦終焉の地となった本市にあっては、平和への取り組みとして過去の戦争の実態を後世に伝えるとともに、この度の不発弾爆発事故のような戦後処理の在り方にまで思いを巡らしつつ平和な未来と地域づくりに取り組んでまいります。

平和祈念公園や各戦跡地については、保全と平和活用を図り平和体験学習を県民、市民とともに進めてまいります。また、慰霊の日を中心とする平和週間行事では、沖縄県との協力のもとに全国に平和の尊さを発信するとともに、今後とも「平和都市宣言のまち」にふさわしい平和行政を推進していきます。

国際交流では、理解と協調の精神のもとに外国人にも住みやすい地域づくりと行政サービスの強化を図ってまいります。

姉妹都市交流事業については、情報や市民交流等を今後とも推進し、相互の友好と地域の活性化を推進してまいります。

■ 協働都市づくり について

市民参加のまちづくりの推進についてであります。

情報化社会、少子高齢社会の進展など、様々な分野において社会状況が変化しているなかで、「個性豊かな活力ある地域づくり」を推進していくためには、自治会やNPO（民間非営利団体）、行政等が互いに役割を分担し、諸課題に対応していく事が望まれております。そのためには、市民が主体的に地域のことを考え積極的に参加できるよう条件整備の充実に努めてまいります。

広報・広聴機能の充実は、協働のまちづくりの根幹をなすものであります。このため、紙媒体の広報紙面づくりと併せてホームページ等の電子媒体を活用した広報活動の充実に努めます。

さらに、市民参画を促し、市民との協働を育み、市民の意見が行き交う市政を実現するため、市民と直接に意見交換をする公聴機能を強化します。

情報公開については、個人情報適切に保護したうえで市政に関する様々な情報をわかりやすく提供することにより市民協働の推進に役立ててまいります。

男女共同参画行政の推進については、男女平等意識の確立、職場や政策決定での積極的な登用など、女性の地位向上を推進します。また、男女共同参画社会づくりに取り組むための基本計画である「いちまんVIVOプラン」に基づき、VIVOフェスタの開催や男女共同参画条例を平成22年度制定に向け計画中であり、女性が抱える問題の解決に取り組んでまいります。

行政基盤の充実ににおいては、職員が業務上の情報を保存しているファイルサーバを更新することにより、セキュリティ対策が向上し、より安全かつ効率的に情報を管理してまいります。

職員の人材育成については、地方分権が進むなかで、職員一人ひとりが、自己決

定、自己責任において業務に取り組むことが求められており、職員の政策形成能力や管理能力等の向上が特に重要となることから、現在「糸満市職員人材育成基本方針」に基づいて人材の育成に取り組んでいるところであります。本年度は、市町村アカデミー研修の拡充を図り、独自の職員研修をはじめ各種研修を実施するとともに、活力ある職場づくりをめざして職員の能力向上に取り組めます。

また、総合計画の策定を市民と市職員との協働により進めるため、その作業段階で欠かせないファシリテート能力を有する人材を養成していきます。

行政運営には、多様化する住民ニーズへの対応と、さらなるサービスの向上が求められます。一方健全な財政運営を実現していくためにもコスト削減に向けた取り組みも欠かせません。

本市においては、これまで大幅な事業の縮減・見直し、各種補助金等の削減などを実施しつつ、事務事業等の徹底した見直しと効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいりました。

平成21年度予算については、このような財政健全化に配慮し、第3次糸満市総合計画の実施計画に掲げた諸施策の実現を基本として予算編成に臨んだところです。

そのなかで歳入については、受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から財源確保に取り組むとともに、自主財源の根幹であります市税の適正な賦課業務の向上として、税務職員の資質や技術の向上を図り、厳正かつ公平な執行で、市税における課税客体の的確な把握や賦課課税洩れ防止の強化に努めてまいります。また、市民の信頼に応え得る公平公正な市税徴収を行い、常に徴収コストを意識した効率的な業務執行を通して財源の確保に努めるとともに、県税事務所を始め、税関係機関との協力関係をより密にして収納率の向上をめざします。

加えて新たな財源の確保として、ふるさと納税制度の創設に基づき、ふるさとへの思いや糸満市のまちづくりに共感を持つ個人、法人などから寄附金を募り、本市のまちづくりのための事業に充てるため「糸満市ふるさと応援寄附金条例」を制定し、事業推進の財源確保に努めてまいります。

歳出につきましても行財政改革の観点から、第5次糸満市行政改革大綱の実施計画や糸満市集中改革プランに基づく職員定数の適正管理に加えて、参事監など管理職の削減や退職者の不補充及び期末手当の縮減等による人件費を抑制し、事務事業等の徹底した見直しと効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいります。

平成21年度の当初予算は、一般会計においては、

183億5,962万2千円で、対前年度と比べほぼ横ばいであり、介護保険事業、国民健康保険事業などの特別会計は、

120億8,809万8千円で、対前年度伸び率3.4%マイナス水道事業会計においては、

17億1,755万2千円で、対前年度伸び率4.7%マイナス総計において、

321億6,527万2千円で、対前年度伸び率1.6%のマイナスとなっております。

私は、本市の基本理念である「ひかりのまち、みどりのまち、いのりのまち」を基調に、厳しい行財政の状況ではありますが「^{うみさち}海幸・^{おかさち}陸幸の^{まち}史都 ^{いとまん}糸満市」をめざして市政運営に全力を傾注する所存であります。

結びに、市民の皆様並びに議員各位の叡智とご助言を賜りますようお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

平成21年3月2日

糸満市長 上 原 裕 常